

栃木県告示第 539 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6（2024）年 11 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

宇都宮市

2 事業の種類

北西部地域体育施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県宇都宮市大字新里町丙地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、栃木県宇都宮市大字新里町丙地内における、北西部地域体育施設整備事業（以下、「本件事業」という。）である。本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

宇都宮市は、「北西部地域体育施設整備基本計画」を策定するとともに、本件事業に係る予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

宇都宮市は、令和 6 年 4 月 1 日時点で人口 511,519 人を有し、宇都宮市が管理しているスポーツ施設は、合計で 30 施設となっている。

宇都宮市北西部地域（以下、「北西部地域」という。）においては、身近に利用できる体育館及び運動場（以下、「公共スポーツ施設」という。）が、小中学校の体育館及び運動場（以下、「小中学校施設」という。）であり、小中学校施設における週末や夜間の地域開放（以下、「夜間開放」という。）を除いてほとんど利用できない状況にあるほか、利用にあたっては団体登録の必要があるなど、自由に気軽に思い立った時に利用できる公共スポーツ施設が不足している。こうしたことから、北西部地域においては、幅広い世代における生涯スポーツや健康づくりのニーズへの対応が不十分であり、体力の維持・向上や健康増進、青少年の健全育成への影響が懸念されている。

また、北西部地域においては、子どもや若者が新しいスポーツに触れ合うことや、それらを思い切り楽しむことができる場所がないことから、子どもや若者のスポーツ離れが課題となっている。

さらに、北西部地域においては、地元住民が気軽に集い、身近な情報交換を行ったり、休息をとった

りすることのできる、地域コミュニティの活性化に寄与する交流スペースが不足している。そうしたことから、スポーツ活動を支える機能の他、地域の様々な活動及び健康づくり・介護予防に活用できる機能を確保することで、地域行事や交流・憩いの場としての多目的な利用を促進させ、仲間づくりや地域コミュニティの活性化を目指す必要がある。

本件事業の完成により、北西部地域において、市民が身近な場所で日常的にスポーツに取り組む環境が整備され、体力の維持・向上や健康の保持・増進、青少年の健全育成における課題の解決に寄与するものと認められる。加えて、会議やイベントといった、地域の様々な活動に活用できる機能が確保されることで、仲間づくりや地域コミュニティの活性化に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により、得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の対象外であるが、今後起業地周辺で希少動植物の生息が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、関係機関と十分協議を行い、その指示に基づき適切に対処することとしている。

また、本件事業の起業地は埋蔵文化財包蔵地ではないが、施工中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、宇都宮市文化都市推進課と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地について、2箇所の候補地を比較検討した結果、高速道路からのアクセス性、北西部地域へのにぎわいづくりの可能性、幹線道路への接道状況等社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、申請地が最も合理的であるとして選定されている。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べた本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、北西部地域では、幅広い世代における地域の生涯スポーツや健康づくりニーズへの対応ができていないことや、仲間づくりや地域コミュニティの希薄化といった課題が生じていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

宇都宮市役所 スポーツ都市推進課

(用地課)